

第 86 号議案

指定管理者の指定の件（神戸文化ホール）

次のとおり地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者を指定する。

令和4年2月17日提出

神戸市長 久 元 喜 造

1 公の施設の名称

神戸文化ホール

2 指定管理者

神戸市中央区楠町4丁目2番2号

公益財団法人神戸市民文化振興財団

代表理事 服部 孝司

3 指定期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

理 由

神戸文化ホールの指定管理者の指定をするに当たり、議会の議決を経る必要があるため。

神戸文化ホール の指定管理者の指定等について

1. 公の施設の名称

神戸文化ホール

2. 指定管理者

神戸市中央区楠町4丁目2番2号
 公益財団法人神戸市民文化振興財団
 理事長 服部 孝司

3. 指定期間

令和4年4月1日～令和9年3月31日

4. 令和4年度予定額

164,993千円

5. 債務負担行為

期間：令和4年度～令和8年度 限度額：825,000千円

6. 選定までのスケジュール

提案書類受付期限 令和3年8月31日（火）
 選定評価委員会 令和3年9月24日（金）

7. 選定理由

神戸文化ホールの指定管理者候補者選定については、現指定期間（平成29年度～令和3年度）の指定管理者を随意選定しており、このたびの指定期間においても神戸市の「公の施設の指定管理者制度運用指針」、「3 指定管理者（候補者）の選定の手続」における公募の例外事由⑦「市の施策推進の観点から合理的な理由がある場合」に該当するものとして、引き続き「公益財団法人神戸市民文化振興財団（以下、財団）」を随意選定とした。

神戸文化ホールは、「市民の文化の向上及び福祉の増進」（神戸文化ホール条例第1条）を目的に設置され、市の文化振興施策を実現する基幹施設の役割を担っているため、当該施設における事業の企画・立案等については施設管理者と市が一体となって実施する必要があるとともに、市の施策目的に照らし、長期的な視野に立った事業運営、人材育成、ノウハウの蓄積を特に必要とする施設であると言える。

候補者の事業計画は、市内文化施設の管理運営や市の施策目的に沿った文化振興施策を実施してきた実績、ノウハウの蓄積といった強みを活かし、神戸文化ホールを市の文化芸術の創造発信拠点として強く認識しつつ、地元アーティスト、地元芸術団体との緊密なネットワークを十分に活用して、神戸の芸術を育成・発信していくことを提案するものであった。

また、令和8年度以降に都心三宮エリアに移転整備予定である、新しい神戸文化ホールの整

備基本計画においては、「各区にあるホールとの連携の役割」が求められている。候補者は現在、市内に 10 箇所ある文化センターの指定管理者として、各地域の特性を活かした文化振興施策を行っており、文化ホールとの協働・連携による文化振興施策を引き続き展開することで、新しい文化ホールの開館に向けた市民の期待感を醸成していく役割も期待できる。

候補者は現在、神戸文化ホールの指定管理者として選定されており、過去の選定評価委員会でも高い評価を得ている。候補者には評価を得た事業内容を継続し発展させていくこと、かつ市民が良質な芸術文化を鑑賞できる事業、市民参加型事業、市民ニーズを踏まえた事業などといった提案内容の展開により、市民にとって身近な「新しい広場」となるようなホール運営が期待できるため、今後予定される新しい神戸文化ホールの管理運営を見据えた事業を十分に実施することができると考えられる。

以上のことから、「公益財団法人 神戸市民文化振興財団」を、随意選定により指定管理者候補者とすることは適当である。

〔施設の概要〕

- (1) 設立趣旨 市民の文化の向上及び福祉の増進を図るため設置する。
- (2) 所在地 (本館) 神戸市中央区楠町4丁目2番2号
(練習場) 神戸市中央区橘通3丁目4番3号
- (3) 延床面積 (本館) 18,603 m²
(練習場) 827 m²
- (4) 施設内容 (本館) 大ホール(2,043 席)、中ホール(904 席)、リハーサル室、多目的室、特別控室
(練習場) 練習室1～5
- (5) 開館時間 午前9時～午後10時
- (6) 休館日 指定管理者が神戸文化ホールの管理上特に必要があると認めた日